

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和 4 年度導入端末 1 G）

2 契約の相手方

S k y 株式会社

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ 1）長期借入」（契約相手方：東京センチュリー株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている S k y 株式会社以外に行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和 4 年度導入端末 2・5 G）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 販売事業本部 関西MA事業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ 2，5）長期借入」（契約相手方：リコーリース株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているリコージャパン株式会社以外には行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和 3 年度～令和 4 年度導入端末）

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA 関西営業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ 3，4，6，7）長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社、FLCS 株式会社、株式会社 JECC）及び「校務支援システム用学校端末装置等一式 長期借入」（契約相手方：NEC キャピタルソリューション株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記 3 者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会 LA 関西営業部以外に行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和 5 年度～令和 7 年度導入端末）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後の LAN 回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン等一式（その 2）長期借入」（契約相手方：N T T ・ T C リース株式会社）及び「大阪市教育情報ネットワーク 教育情報利用パソコン一式 長期借入」（契約相手方：三菱 H C キャピタル株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社日立システムズ以外には行えないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 教育デジタル推進課
教育基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）